インフラ長寿命化計画等に係る国からの要請等について

資料3－1

第１段階

①平成25年11月
インフラ長寿命化基本計画（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）

インフラの老朽化対策や、戦略的な維持管理・更新を国や地方公共団体が一丸となって推進するための基本計画
〇個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
〇メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化

⇩

計画の策定内容
〇インフラ長寿命化計画（行動計画）
- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針
  （対象の施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性　等）

〇個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）
- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画
  （対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用　等）

※ロードマップで各取組の行程を示しており、個別施設計画の策定は2020年（平成32年）頃とされている

②平成26年4月22日（総財務第74号）　公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（総務大臣）
〇地方公共団体において、速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請

③平成26年4月22日（総財務第75号）　公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の策定について（総務省）
〇地方公共団体において本指針を参考とするほか、インフラ長寿命化基本計画を参考に総合管理計画策定を要請

⇩

平成２７年６月「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定　※公共施設等総合管理計画を兼ねる

第２段階

④平成28年11月7日（総財務第167号）　公共施設マネジメントの一層の推進について（総務省）
〇地方公共団体において、「公共施設等総合管理計画」や「統一的な基準による固定資産台帳」を基に、公共施設マネジメントに積極的に取り組むよう要請

⑤平成29年3月23日　インフラ老朽化対策の今後の取組について（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）
〇各インフラ長寿命化計画において個別施設計画を策定することとされた主体に対し、平成32年度までのできるだけ早い時期に、個別施設計画を策定するよう、所要の働きかけを行い、策定状況を把握するとともに、策定状況を継続的にとりまとめ、公表する。

⑥平成30年2月27日（総財務第28号）公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改訂について（総務省）
〇中長期的な経費の見込みについて、具体的な期間（30年程度以上）や会計・施設の区分が明記。
〇長寿命化の対象施設に、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負う施設が含まれた。
〇中長期的な経費の見込みについて、経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の**財源の見込み**等を記載することが適当

⑦平成30年4月25日（事務連絡）　公共施設等の適正管理の更なる推進について
〇中長期的な経費の見込みを算出する際、長寿命化対策等の「効果額」を示すことが重要。
効果額＝①耐用年数経過時に単純更新した場合　－　②個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費の見込み

⇩

平成３１年３月「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を改定

資料３－２

今後の課題

① 北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）の改定

令和２年度までに全ての施設で個別施設計画が策定される予定であることを踏まえ、令和３年度に「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」の改定を予定。

○主な改定の内容（予定）

（１）中長期的経費

今後 40 年の中長期的な経費の見込みを改めて試算

（２）中長期的経費に充当可能な財源の見込み

「公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みに対し、充当可能な地方債・基金等 の財源の見込みを示すこと。（平成 30 年 2 月 27 日　公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省））」とされており、中長期的な経費に充当可能な財源の見込みを記載予定

⇩

本年度は、維持管理・更新費等の区分別に令和２年度当初予算の国費、道費、その他特財、起債、一般財源の把握、中長期的経費に充当可能な財源の推計方法の検討を行う

② 個別施設計画の策定

国から、令和 2 年度（2020 年度）までに個別施設計画を策定することが求められており、未策定の施設は本年度中に策定が必要。

③ 個別施設計画に記載する事項

①対象施設　②計画期間　③対策の優先順位の考え方　④個別施設の状態等
⑤対策内容と実施期間　⑥対策費用

⇩

○国のインフラ長寿命化基本計画において、上記６項目を個別施設計画に記載することとされており、公共施設等適正管理推進事業債（公適債）の条件となる。個別施設計画「策定済」の施設でも、上記項目（特に⑥対策費用）に不足があれば令和２年度までに整理が必要。

「北海道インフラ長寿命化計画(行動計画)」の進捗状況（案）
（令和元年度フォローアップ　令和2年3月現在）

資料３－３

北海道
その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

総合政策部政策局計画推進課

1　北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）の概要

1）計画の位置付け

○国の基本計画に基づき施設管理者ごとに策定する行動計画であり、公共施設等総合管理計画を兼ねるものとして平成27年6月に策定。

○北海道の社会資本整備の指針である「新・ほっかいどうの社会資本整備の重点化方針」における“効果的・効率的な維持管理”や北海道強靱化計画における施策プログラムに示された各施設の老朽化対策を着実に推進するものであり、維持管理・更新等に係る中長期的な取組方針を示すもの。

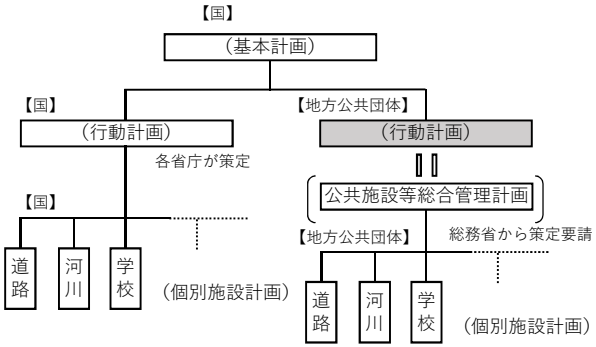

インフラ長寿命化計画の体系

2）施策（3つの方向性）

①メンテナンスサイクルの構築
（点検→診断→措置→記録→次の点検）

②トータルコストの縮減・平準化
（予防保全型維持管理の導入検討、インフラ機能の適正化，ＰＰＰ／ＰＦＩの活用、新技術等の導入）

③インフラ長寿命化に向けた推進体制の整備
（施設管理者の体制づくり、担い手の確保に向けた取組）

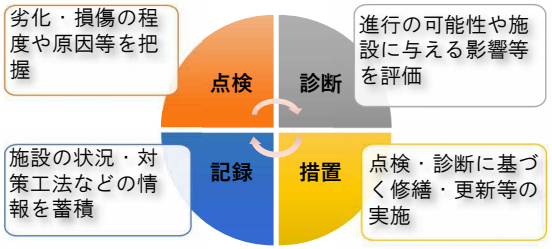

メンテナンスサイクル

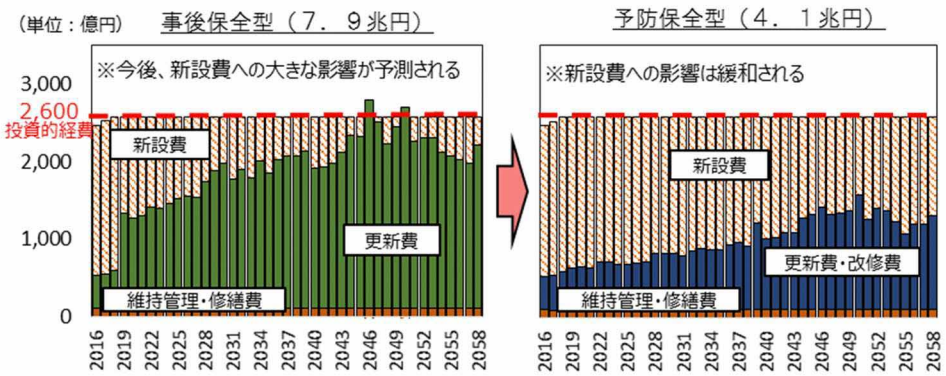

予防保全型管理の導入による維持管理・更新費等の縮減額の見込み（40年間）

3）対象施設と計画期間

○道が管理する全ての施設を対象（農業水利施設や地方独立行政法人など、道管理施設ではないが、道が維持管理・更新等の財政負担を負うことが見込まれる施設も対象）
○計画期間は平成27年度から概ね10年間

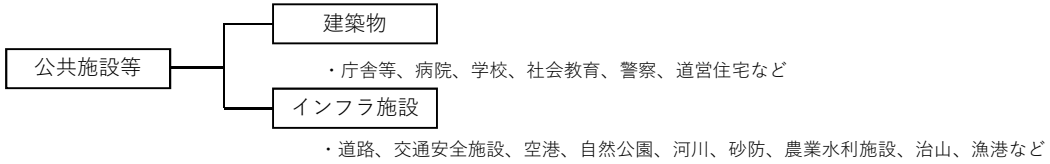

4）計画のフォローアップ

○PDCAサイクルによる継続的なマネジメントを基本とし、計画に基づく進捗状況の把握、進捗が遅れている施策についての課題の整理・検証、その結果を踏まえた予算措置や国への政策提案を通じ、更なる計画の進捗を図る。
○庁内に設置している「インフラ長寿命化推進会議」を中心とし、全庁横断的な体制で老朽化対策全般の推進及び情報共有を図るとともに、課題の整理や解決方策の検討を行う。

2　進捗状況

1）点検・診断、維持管理に係る基準等

○令和元年度の点検・診断は、約11万件の施設について実施。

○維持管理等に係る基準等は全ての施設分野で策定済であり、必要に応じ順次改定を実施。

2）個別施設計画の策定及び計画の見直し

○令和元年度は自然公園分野２施設で策定。

○個別施設計画を策定予定の全37施設分類中、策定済は29施設となり、令和元年度末時点での策定率は78％

○令和2年度は下水道などの６分野８施設で策定し、策定率が100％となる見込み。

個別施設計画の策定状況

３　令和元年度の主な取組

１）安全確保の取り組み

○安全利用点検を実施し、破損箇所の応急措置、立入禁止措置を実施
（写真①　河川、治水ダム、砂防、建設海岸）

○錆片等落下の危険性のある百年記念塔周辺の立入禁止措置

○遊具の使用を中止し、立入禁止措置を実施（都市公園）

写真①　立ち入り禁止の措置
（石狩川水系早苗別川＜江別市＞）

写真②　立ち入り禁止の措置
（興部漁港＜興部町＞）

○老朽化した煙突について、倒壊のおそれがあるため、立ち入り禁止の措置を実施（農業試験場）

○老朽化が進んでいる施設の一部について、立入禁止の措置を実施
（写真②　漁港、漁港海岸）

２）インフラ機能の適正化

○近隣に同様の施設があるため、避難小屋１棟を撤去（自然公園）

○斜路等の開口部における未使用箇所について陸閘を廃止し、開口部を閉鎖（４箇所）（建設海岸）

○交通環境等の変化に対応するため、信号機37基を廃止するとともに、10基を必要性の高い場所へ移設した。（交通安全施設）

○ゲートレス化により維持管理の効率化を実施（治水ダム）

○現状の河川水量などに合わせた水車発電機の仕様を見直しや、工業用水の需要を勘案した配水管路の改修を実施（発電施設、工業用水道施設）

○類似機能の建物を３棟から２棟に集約（道総研）

３）新技術の導入

○橋梁の修繕工事において、コスト低減及び環境改善を図ることを目的に、塗膜除去にネオリバー泥パック工法を採用（NETIS登録工法）（写真③　道路）

○データの収集・整理の効率化・省力化を図る機能診断クラウドシステムを使用（農業水利施設）

写真④　仮設道路設置
（小清水海岸＜小清水町＞）

写真③　塗膜除去
（小樽定山渓線＜小樽市＞）

○海岸沿いの仮設道路に、耐久性や安定性が高く、工期の短縮を図ることが出来る新工法を採用（ NETIS登録工法）
（写真④　農地防災施設）

○効率的かつ効果的に砂防施設の点検等を行うため、ドローン（UAV)を活用した土砂移動状況のモニタリングを実施（砂防）

４）庁内体制

○国等が主催するメンテナンス会議や技術研究会議報告会などへ参加
（写真⑤　空港、港湾、下水、ダム）

○汚水処理の事業運営にかかる『広域化･共同化計画』策定検討会議を開催（下水道）

○道路標識の点検に関する通達を改正するとともに、実施内容を具体化し、実効ある点検の推進（交通安全施設）

○道立公園において、「道立広域公園管理運営会議」を開催（都市公園）

○職員の技術力確保のため、説明会や技術研修会等を開催（写真⑥　道路、河川、自然公園、林道、漁港、庁舎など）

写真⑤　道内自治体の下水道職員を対象とした研修
（北の下水道場＜札幌市＞）

写真⑥　技術研修会の開催（林道橋＜●●市＞）

5）他施設管理者との連携や市町村等への支援

○北海道道路メンテナンス会議に参加し、市町村支援や老朽化対策の取組について情報提供（道路）

○市町村への助言や情報提供を目的とした北海道下水道技術調整会議を開催（下水道）

○市管理空港職員の技術力向上を図るため、道管理空港職員と合同で空港担当者会議を開催（空港）

○野幌森林公園管理運営協議会（国、道、市、指定管理者等）を開催（自然公園、建築物）

○国等が主催する研修会等の情報提供（農業水利施設）

○施設の長寿命化などに関する建築技術を市町村に情報提供するため、建築技術研修を開催（建築物）

○鉱害防止対策事業の円滑な推進と関係機関相互の連携を図るため、「北海道休廃止鉱山鉱害防止対策会議」を開催（抗廃水処理施設）

○市町村土木担当職員も参集した橋梁等点検に関する検討会を開催（林道）

○地域新エネルギー導入のための技術・経営について市町村にアドバイスを実施（発電施設）

6）利用者の理解と協働の推進

写真⑦　親と子の火山砂防見学会（砂防＜札幌市＞）

○親子見学会、空の日、ダム湖祭りなどのイベントを開催（写真⑦　砂防、空港、発電、工業用水、治水ダム）

○登山道維持管理協議会等で施設維持管理を実施（自然公園）

○ボランティア活動による花壇植栽等（写真⑧　都市公園）

○草刈り・伐開など、市民団体協働による川づくり事業を実施（河川）

写真⑧　ボランティア活動による花壇の植栽（十勝エコロジーパーク＜音更町＞）

写真⑨　ウォーキングイベント（北海幹線用水路＜美唄市＞）

○農業水利施設等の役割や仕組み、重要性を広く一般の方々に認識してもらう機会として「北海幹線用水路ウオーキング」を開催。（写真⑨　農業水利施設）

○施設への理解促進を目的としたパネル展の実施（写真⑩　道路、下水道、砂防、建設海岸など）

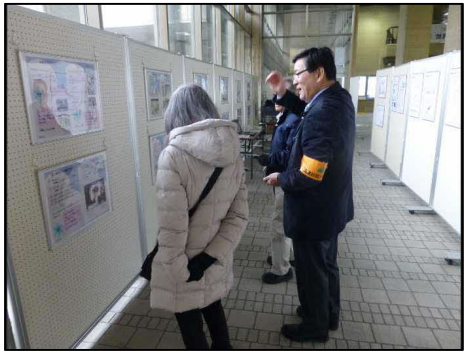

写真⑩　雪崩防災パネル展（北海道庁ロビー＜札幌市＞）

7）人づくりの強化

○管理事務所、民間会社等の職員育成のため、各空港において航空保安教育訓練を実施（空港）

・○現地巡視等に関する教育や社内講習会への指導（坑廃水処理施設）

○大学生や高校生を対象としたインターンシップを実施（工業用水道施設、漁港）

○将来の建築技術者となる若年層の育成と技術向上を目的とした高校生建築デザインコンクールを開催（建築物）

4　主な課題

1）点検・診断や長寿命化改修に係る財源確保

○予防保全型維持管理の着実な導入に向けて、点検・診断及び維持管理・更新等にも活用可能な交付金制度の創設や、対象施設・事業規模等の交付要件の緩和など財政支援の拡充及び予算の確保について、引き続き国に要請する。

2）個別施設計画の策定及び計画の見直し

○国から、令和2年度（2020年度）までに個別施設計画を策定することが求められており、未策定の施設は本年度中に策定が必要。
○個別施設計画に基づく施設管理は、定期的な点検・診断の結果により状況が変化することから、現状の把握を適宜行い、施設の対策時期などを見直すなどの対応が必要となる。